

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	3,608,360	541,254	50,440	49,662,765	53,321,565	541,254
社	債	2,039,586	305,938	3,157	28,113,321	30,156,064	305,938
預貯金	銀 行 預 金	34,448,480	5,167,272	784,175	4,184,336	39,416,991	5,167,272
	銀行以外の金融機関の預金	21,463,086	3,219,463	1,626,032	7,597,776	30,686,894	3,219,463
	勤 務 先 預 金	2,271,653	340,748	25,510	-	2,297,163	340,748
合同運用信託の収益の分配		317,553	47,633	17,247	4,615	339,415	47,633
公社債投資信託の収益の分配等		478,040	71,706	-	4,029	482,069	71,706
小 計		64,626,758	9,694,014	2,506,561	89,566,842	156,700,161	9,694,014
定期積金の給付補てん金等		1,772,633	265,895	-	30,766	1,803,399	265,895
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		1,980,632	373,792	3,657	-	1,984,289	373,792
割引債の償還差益		29,000	5,220	-	-	29,000	5,220
計		68,409,023	10,338,921	2,510,218	89,597,608	160,516,849	10,338,921

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	171,016,779	34,788,357	25,386,957	41,692,503	2,934,697	238,096,239	37,723,054
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	-	-	2,002,642	1,605,224	111,057	3,607,866	111,057
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	39,015,271	2,721,569	39,015,271	2,721,569
計	171,016,779	34,788,357	27,389,599	82,312,998	5,767,323	280,719,376	40,555,680

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 12,108,942	千円 847,626

調査対象等： 平成23年2月から平成24年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,550,727,883	千円 54,458,237	千円 9,231,301,295	千円 288,635,282	千円 10,782,029,178	千円 343,093,519
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	6,040,551	56,021	64,012,273	1,091,159	70,052,824	1,147,180
	計	1,556,768,434	54,514,258	9,295,313,568	289,726,441	10,852,082,002	344,240,699
退 職 所 得		148,475,371	2,160,576	160,333,650	6,135,036	308,809,021	8,295,612
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	536	-	536

調査対象等： 給与等の支払者から平成24年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金の金	16,173,887	1,790,562
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	76,995,294	8,682,680
	診療報酬	56,796,930	4,949,060
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金の金	77,902,752	5,043,528
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金の金	3,891,452	391,731
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金の金	17,220,940	987,130
	契約金・賞金	3,543,613	295,080
	小 計	252,524,868	22,139,771
法第203条の2該当（公的年金等）		35,135,750	1,036,546
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		224,964,222	953,984
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		-	-
計		512,624,840	24,130,301
災害減税法により徴収猶予したもの		-	4,320

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成24年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	19,702	2,856
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	21,101,517	1,016,017
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	1,847,219	326,118
退 職 手 当 等	30,318	6,009
人 的 役 務 の 報 酬	2,609	451
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	557,569	59,961
著作権の使用料又はその譲渡による対価	151,299	16,196
貸 付 金 の 利 子	728,334	86,611
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	212,803	31,329
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	38,520	3,852
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	714,071	110,512
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	25,403,961	1,659,911

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得
についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。